


# 第4次

## 井川町男女共同参画計画

令和5年3月

 井川町

# 目 次

---

## 第1章 第4次井川町男女共同参画推進計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の趣旨 ..... 1
- 2. 計画の位置づけ ..... 1
- 3. 計画の期間 ..... 2
- 4. 計画の基本理念と基本目標..... 2

## 第2章 計画の体系と施策内容

- 1. 計画体系 ..... 3
- 2. 計画内容 ..... 4
  - 基本目標 1 あらゆる分野における男女共同参画と女性の活躍推進..... 4
  - 基本目標 2 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現 ..... 6
  - 基本目標 3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化 ..... 8

## 第3章 計画の推進体制

- 1. 計画の推進体制 ..... 10
- 2. 計画の進行管理 ..... 10

# 第 1 章 第 4 次井川町男女共同参画推進計画の策定にあたって

---

## 1. 計画策定の趣旨

我が国では、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題の 1 つとして位置付け、平成 11 年に男女共同参画基本法が制定されました。同法において、男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における取組みを総合的・計画的に推進していくため、「男女共同参画計画」の策定を国・都道府県に義務付け、また市町村においても努力規定として計画の策定を明記しています。それに基づき、町では平成 17 年 3 月に「井川町男女共同参画計画」を策定し、その後、平成 26 年 3 月、令和 2 年 3 月に計画を再策定し、男女共同参画の推進に取り組んできました。

現在の私たちを取り巻く社会情勢は日々変化しています。少子高齢化の一層の進展、情報通信の高度化、家庭形態の多様化など、これに伴い町民の価値観やニーズも多様化していることが考えられます。また、男性の子育て、介護、女性の社会進出、地域における活動等、性別に関わらず男女が共に参画することができる環境がより一層求められている状況です。国では令和 2 年に SDGs<sup>1</sup>の達成、新型コロナウイルス感染症の感染拡大における新たな日常への対応等、新しい時代への取組みが盛り込まれた「第 5 次男女共同参画基本計画」を策定、また令和 4 年 6 月には、未婚や事実婚など人生や家族の姿が多様化したことを「もはや昭和ではない」と表現し、「さまざまな政策や制度が高度成長期のまま」だということを強調した男女共同参画白書<sup>2</sup>を閣議決定しました。

このような現状をふまえ、第 3 次計画の考え方を引き継ぎつつ、現在の社会情勢、人々の考えやニーズの変化などに対応した施策の方向を示した「第 4 次井川町男女共同参画計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画基本法第 14 条第 3 項に基づき、井川町における男女共同参画を推進するための基本となる計画であるとともに、「女性の職業生活における活躍推進に関する法律<sup>3</sup>」(以下、「女性活躍推進法」という。)に基づく市町村計画としても位置付けています。

また本計画は、秋田県が策定した「第 5 次秋田県男女共同参画計画」と整合性を図った計画としています。

---

<sup>1</sup> 2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17 のゴール、169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

<sup>2</sup> 男女共同参画社会基本法に基づき内閣府が作成している年次報告書のこと。

<sup>3</sup> 2015 年 9 月 4 日公布、同日施行の 10 年間の時限立法で、女性の活躍推進について定める法律のこと。

### 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和7年度までの3年間とします。なお、社会情勢の変化や国・県の行政施策の動向等をふまえながら、必要に応じて計画内容の検討と見直しを行います。

### 4. 計画の基本理念と基本目標

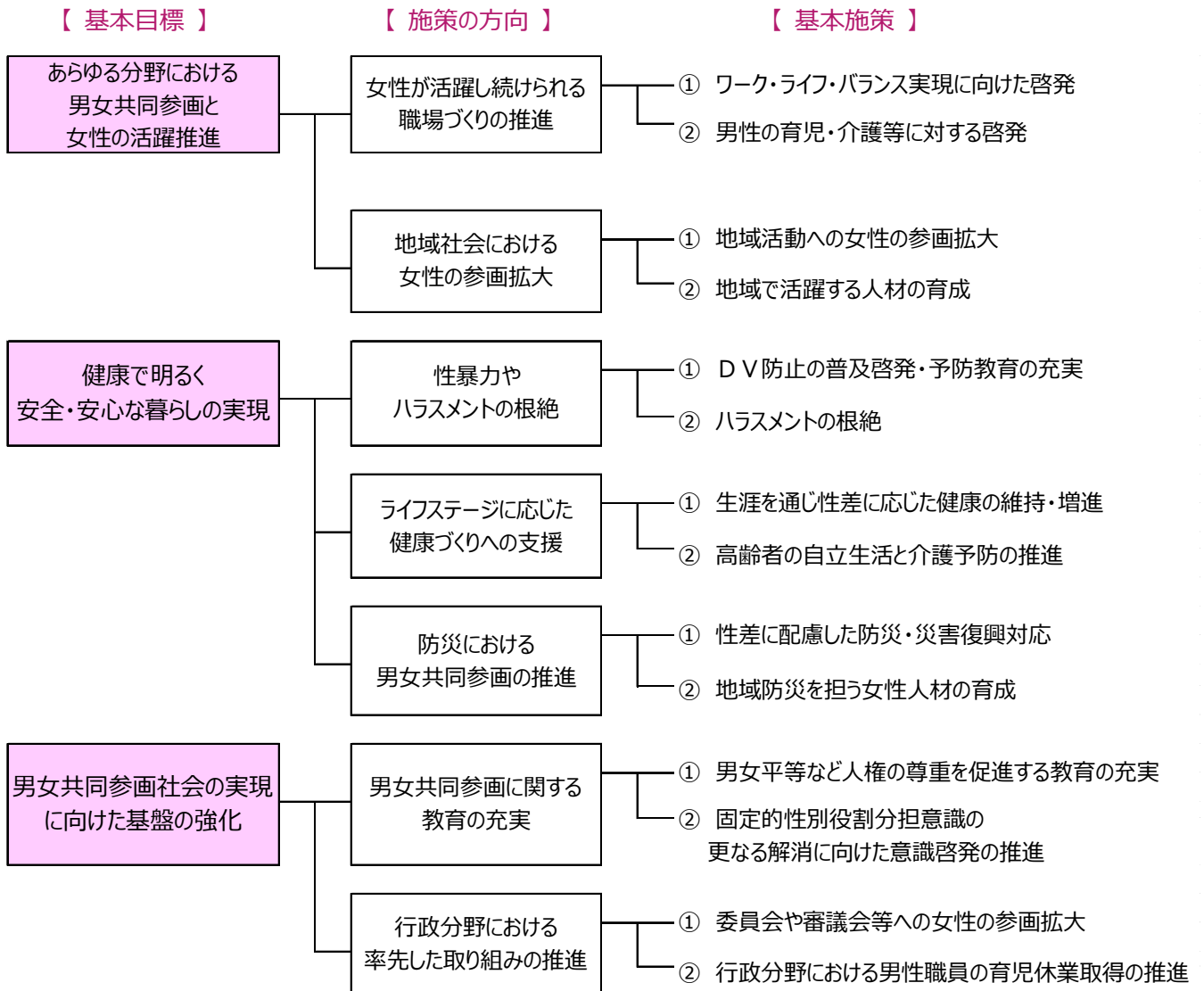
本計画では、当町の男女共同参画と女性活躍を推進し、町民同士が互いに尊重し合い支え合って豊かな社会を築いていくため、3つの基本目標を掲げるとともに、それらに対する施策の方向性を設定し取り組んでいきます。

- ◆ 基本目標1 あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の推進
- ◆ 基本目標2 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現
- ◆ 基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化



## 第2章 計画の体系と施策内容

### 1. 計画体系



## 2. 計画内容

### 基本目標 1 あらゆる分野における男女共同参画と女性の活躍推進

#### 施策の方向 1 女性が活躍し続けられる職場づくりの推進



##### ▶ 基本施策① ワーク・ライフ・バランス実現に向けた啓発

長時間労働によるストレス、仕事と子育て・介護の両立など、仕事と生活のあいだで悩みを抱えることなく、仕事や家庭、地域活動等に対し、自ら希望するバランスで参加できる社会づくりが必要です。そのため、男女ともに仕事と家庭を両立しワーク・ライフ・バランスが実感できるよう、長時間労働の削減や新たな働き方であるリモートワーク等の導入など、多様で柔軟な働き方の実現に向けて取組みます。また、町広報誌やホームページ等により、ワーク・ライフ・バランスについて積極的に情報提供を実施し、町民の意識啓発を図ります。

##### ▶ 基本施策② 男性の育児・介護等に対する啓発

昨今、「イクメン」や「男性の育児・介護休業取得」等の言葉を耳にすることが増えてはきていますが、まだまだ育児や介護等の家庭生活の多くを女性が担っているのが現状で、それが女性の活躍を困難にしている要因の1つと考えられます。そのため、男性の仕事と家庭の両立に向けた積極的な意識啓発を図るとともに、男女の区別なく若い頃から家事・育児・介護等に主体的にかかわることができるよう、意識啓発を図ります。

#### 施策の方向 2 地域社会における女性の参画拡大

##### ▶ 基本施策① 地域活動への女性の参画拡大

秋田県が令和2年度、当町にて実施した「地域の女性リーダー育成事業」に係るアンケート調査の結果によると、役員に女性がいない町内会が圧倒的に多い結果となりました。また、女性が役員になることが難しい理由として、「会長職は男性を優先させている」という回答が多くありました。今後、少子高齢化等により人口減少が進行していくなかで、地域コミュニティを維持しながら、多様化・複雑化する地域課題を解決するため、町内会等の地域に根差した組織への女性の参画を促し、男女が共に支える地域社会を目指します。

## ▶ 基本施策② 地域で活躍する人材の育成

前述のとおり、今後人口減少が進行すると見込まれるなか、多様化する課題やニーズに対応するため、女性の視点を取り入れた地域づくりが必要です。そのため、地域において男女共同参画推進の中心的役割を担うあきたF・F推進員の資質向上や、町内会活動、消防団活動などの地域活動の中心となって活躍できる女性リーダーの育成を図ります。



## 基本目標 2 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現

### 施策の方向 1 性暴力やハラスメントの根絶

#### ▶基本施策① DV 防止の普及啓発・予防教育の充実

配偶者や恋人など親密な関係にある者の間における暴力は、家庭等の閉鎖された空間に潜在化しがちで、被害者が相手から逃げるなど自分の身を守るための正常な判断ができなくなるとも言われており、被害者の心身に深刻な影響を及ぼす可能性もあります。そのためDV防止等の啓発により、DVは犯罪行為となり得る重大な人権侵害であるとの認識を浸透させるとともに、互いを尊重し合う対等な関係を築く方法や相手のことを認めるコミュニケーションの仕方等について普及啓発を行い、性別を問わず被害者にも加害者にもならないよう予防教育の充実を図ります。

#### ▶基本施策② ハラスメントの根絶

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は、男女が共に仕事と生活を両立しにくい職場の雰囲気や、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（マタニティハラスメント等）などの背景となっているほか、男性を中心とした労働慣行の大きな要因にもなっており、女性活躍の妨げとなります。そのため、誰もが職場や学校、家庭、地域などのあらゆる場において様々なハラスメントに遭わず安心な暮らしができるよう、この要因の根底にある固定的な性別役割分担意識の解消に向け普及啓発を行います。

### 施策の方向 2 ライフステージに応じた健康づくりへの支援

#### ▶基本施策① 生涯を通じ性差に応じた健康の維持・増進

生涯を通じた健康維持のためには、性差に応じた適切な健康管理は必要です。特に女性は、妊娠や出産、乳がんや子宮頸がんの発症などの可能性もあり、男性とは異なる病気や健康上の問題があります。そのため、思春期から更年期に至る女性の各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みについて、安心して相談できる体制づくりを推進します。また女性が安心して妊娠・出産・子育てができるよう情報提供や相談体制の強化、妊産婦・乳幼児に対する健診・保健指導の充実、男女問わず不妊に悩む方への支援を行います。





## ▶基本施策② 高齢者の自立生活と介護予防の推進

超高齢化の時代を迎え、とりわけ女性の平均寿命が長くなる中、高齢者の健康づくりや介護については、重要な課題となっているものの、元気な高齢者が増えているもの現状です。そういった元気な高齢者が安心して自立した生活が送ることができるような環境作りが必要となっています。そのため、高齢者が豊かな経験や知識・技能を活かして行うボランティアや就労的活動への参加を促進するとともに、介護予防・重度化防止のための運動教室や趣味活動などの多様な活動が行われるよう支援します。

## 施策の方向3 防災における男女共同参画の推進

### ▶基本施策① 性差に配慮した防災・災害復興対応

過去の大災害発生時において、女性にとって必要な物資の不足や、避難所での女性配慮の欠如や性暴力被害等、さまざまな問題が発生したといわれています。また防災や災害復興については、男性主導で行われるケースが多く、女性視点での意見が反映されないまま避難所運営や復興支援が行われてきたのが現状にあります。そのため、「井川町地域防災計画」に基づき、男女のニーズの違いに配慮した防災知識の普及を図り、備蓄品や避難所運営等に女性の視点が反映されたマニュアル等の策定に取り組みます。

### ▶基本施策② 地域防災を担う女性人材の育成

近年、地震・津波の被害に加え豪雨や大雪などの自然災害が多発しているなか、人口減少も進んでおり、災害時の備えに対し女性の視点を取り入れるという観点からも、防災分野での女性の参画が求められています。そのため、日頃から防災意識を高めるための意識啓発をはじめ、地域防災の要となる自主防災組織・消防団・町内会等において固定的な役割分担意識を見直し、女性リーダーの育成など積極的な女性の参画を促進し、地域防災力の向上を図ります。



## 基本目標 3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

### 施策の方向 1 男女共同参画に関する教育の充実

#### ▶基本施策① 男女平等など人権の尊重を促進する教育の充実

男女が共に自立して個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、子どもの頃から男女平等の理解を促していくことが重要です。このため、家庭や学校において、性別を理由とする差別の解消や男女の本質的平等のほか、「男だから」「女だから」という偏見や決めつけをもたせない教育を推進します。

#### ▶基本施策② 固定的性別役割分担意識の更なる解消に向けた意識啓発の推進

性別に関わらず、人がどう生きるかは、個人の考えや能力に合わせて決定すべきものであり、「男なら・女ならこうあるべき」といふ枠組みで制限されることは、男女共同参画社会の実現にとって大きな妨げとなります。秋田県が行った県民意識調査において、「男は仕事、女は家庭」という考えに代表される固定的な性別役割分担意識は、平成 30 年度の調査において、反対意見の割合が 61.2%と調査開始以来初めて 6 割を超え、令和 2 年度の調査では 63.0%と、県民の意識が大きく変わってきていることがわかりました。こうした意識を更に高めて、男女の人権が尊重される社会を実現するため、男女共同参画に関する講座の開催や町広報誌やホームページ等を活用した啓発活動を推進します。

### 施策の方向 2 行政分野における率先した取り組みの推進

#### ▶基本施策① 委員会や審議会等への女性の参画拡大

男女が平等な立場で多様な考え方を活かした住みよい社会を築いていくためには、政治・経済・社会・文化等あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画が重要です。そのため、各種審議会等委員への女性登用の促進や、女性職員の管理職への登用に努め、行政が率先して男女共同参画の視点に立った組織づくりに取り組みます。



## ▶基本施策② 行政分野における男性職員の育児休業取得の推進

子の出生後まもない時期は、出産により女性には心身両面で大きな負担がかかり、「産後うつ<sup>4</sup>」の発症リスクが高いと考えられており、またこのような時期に男性がともに育児を行うことは、その後の積極的な育児への参加にもつながると言われています。そのため、男性育児休業取得促進のへ行政が率先して取り組んでいく必要があることから、男性職員や管理職等に対し意識改革を行い、男性職員が日頃から育児に携わることができる職場づくりに取り組み、将来的には、「男性職員の育児休暇取得は当然」となるような職場風土を目指します。また、育児休業を取得し復帰する職員に対しても、スムーズな職場復帰ができるよう、復帰後の働き方等の希望について面談等を実施します。



---

<sup>4</sup> 出産後数カ月以内に発生するうつ病のこと。ホルモンの急激な変化、出産そのものによるストレスや疲労など、出産後2～5日頃に、涙もろさや不安定な気分、抑うつ、イライラなどを経験するが、一過性で自然に軽快するものの、抑うつ気分や過度の不安、興味又は喜びの喪失、不眠、気力の減退等が2週間以上続く場合は、産後うつ病が示唆される。

## 第3章 計画の推進体制

---

### 1. 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現に向けた施策・事業を推進していくためには、行政が主体的・先導的に果たす役割が大きく、庁内において男女共同参画社会の実現を目指すという共通の認識を持つことが重要です。また、町民が家庭・地域・職場等において自発的、主体的な行動がとれる環境を整えるため、広報・啓発活動を積極的に行います。さらに、国や県、他市町村との連携や情報交換等を行い、連携を深めていきます。

### 2. 計画の進行管理

男女共同参画計画に関する施策を効果的に推進するため、町における男女共同参画の現状や問題点について把握し、定期的な進行管理を行います。また社会情勢や財政状況、町民の意識変化など、計画に変更の必要があると判断された場合は計画の見直しを実施、反映し、計画内容を公表します。

